

各市町村長
南部箕蚊屋広域連合の長
社会福祉施設等を運営する団体等の理事長及び代表者
社団法人鳥取県医師会長
社団法人鳥取県歯科医師会長
各病院長

} 様

鳥取県福祉保健部長
(公 印 省 略)

災害時要援護者が利用する施設における災害時の警戒避難体制について（依頼）

平成21年7月中国・九州北部豪雨では、20人以上の死傷者及び行方不明者が発生する等、大きな被害が発生しました。

なかでも、山口県防府市の土砂災害警戒区域内にあった特別養護老人ホームでは、土石流の流入により多くの入所者に死傷者及び行方不明者が発生しており、災害時要援護者が利用する施設への災害時の連絡体制の重要性について改めて認識したところです。

ついては、下記の点に留意して、貴職（会員）が運営する施設、事業所及び病院等（以下「社会福祉施設等」という。）における災害時の警戒避難体制について再度確認を行い、体制が未整備の場合、早期に対応していただくようお願いします。

「災害時要援護者」とは・・・必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等）

記

1 社会福祉施設等における留意点について

(1) 危険地域の確認

貴職（会員）の所管する社会福祉施設等が、土砂災害警戒区域等の危険地域にあるかどうか確認すること。

なお、土砂災害警戒区域については、別添「土砂災害警戒区域内の施設の確認方法について」のとおり確認できるほか、その他の危険地域について鳥取県防災ホームページ「鳥取県の防災」（URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=88434>）で災害の種類ごとに確認できるので、参考としてください。

(2) 情報の収集

消防機関その他の防災機関との連携を密にし、気象状況等に関する情報の収集や災害発生のおそれ等に関する情報の伝達、提供が円滑に行われる体制を確立してください。

具体的には、気象状況等に関する情報及び災害発生のおそれ等に関する情報については、テレビやラジオ等で確認できるほか、以下のインターネットサイトで確認できるので参考にしてください。

なお、土砂災害に係る情報は別紙「土砂災害警戒情報」及びパンフレットのとおりで。

項目	URL
気象警報・注意報	http://www.jma.go.jp/jp/warn/339.html
気象情報	http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/339_index.html
台風情報	http://www.jma.go.jp/jp/typh/
土砂災害警戒情報（気象庁）	http://www.jma.go.jp/jp/dosha/339_index.html
鳥取県防災情報[土砂災害警戒情報、河川情報]	http://tottori.bosai.info/
鳥取県防災情報（携帯）	http://tottori.bosai.info/mobile/

(3) 関係機関との協力体制の確立

消防機関はもとより、市町村、消防団、自主防災組織、地域住民等とも日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうよう努めるとともに、避難、消火、避難後の援護等が円滑に行える協力体制を確立してください。

特に、土砂災害に対する警戒避難体制については、市町に対して別添「災害時要援護者が利用する施設における土砂災害に対する警戒避難体制について」のとおり通知しているほか、今後下記2のとおり県と市町村が協力して個々の施設に体勢整備を働きかけていく予定です。必要に応じてこれらの機関と連携して体制を確立してください。

(4) 実効的な災害警戒避難体制の確立

上記を踏まえ、災害の発生又は発生のおそれがあるときに入所者（利用者）を災害から守れるよう、主として以下の項目について、確実かつ実効的な警戒避難体制を確立してください。

- ア 災害情報の収集及び関係機関への伝達体制
- イ 災害発生時の職員への情報伝達及び緊急参集体制
- ウ 危険性及び災害の種類に応じた自主避難を開始する（又はサービスを停止する）具体的な基準
- エ 具体的な避難場所及び避難経路（建物が堅牢な場合は建物内の安全な場所への一時避難も検討）
- オ 車両、応援人員等の具体的な避難の手段

2 県が実施する土砂災害防止緊急対策について

(1) 土砂災害の危険がある箇所の重点的整備

災害時要援護者が利用する施設に係る箇所を優先整備するための具体的目標・基準を新たに設定し、災害時要援護者が昼夜滞在する施設に係る箇所については、今後優先的に事業化する予定です。

また、その他の災害時要援護者が利用する施設に係る箇所についても、事業化を促進します。

(2) 避難対策指針の新規作成

土砂災害警戒区域内の災害時要援護者が利用する施設について、迅速・的確な情報伝達、避難誘導等を行うための指針を、県と市町村が一緒になって本年度中に作成するとともに、市町村と協力して個々の施設に警戒避難の体制整備を働きかけていく予定です。

おって、土砂災害警戒区域内の該当施設に対して現状調査を実施しますので、御協力をお願いします。

<担当>

【災害時要援護者避難支援対策】

福祉保健課地域福祉係（森岡） 電話番号 0857-26-7158

【社会福祉法人・市町村】

福祉保健課施設機能強化係（藤井） 電話番号 0857-26-7140

【障害福祉サービス事業（社会福祉法人・市町村以外、旧法施設・小規模作業所含む）】

障害福祉課障害福祉サービス係（玉野） 電話番号 0857-26-7193

【介護保険サービス事業、高齢者施設（社会福祉法人・市町村以外）】

長寿社会課介護保険担当（丸山） 電話番号 0857-26-7860

【児童福祉施設（社会福祉法人・市町村以外）】

子育て支援総室母子・児童養護チーム（川本） 電話番号 0857-26-7893

【届出保育施設等】

子育て支援総室子育て応援チーム（堀田） 電話番号 0857-26-7150

【私立幼稚園】

子育て支援総室子育て応援チーム（真野） 電話番号 0857-26-7570

【医療施設】

医療指導課保険医療指導担当（棚田） 電話番号 0857-26-7189